

受 令和 5 年 11 月 22 日
付 午前・(午後) 1 時 45 分

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 5 年 11 月 22 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 勝股修二

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 12 月定例会において
別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項 (大項目) ごとの一問一答

選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>3</u>	身近に頼れる方のいない、一人暮らしの高齢者あるいは老老介護世帯への本市の対応について
要旨	<p> 総務省関東管区行政評価局が令和4年3月29日に公表した高齢者の身元保証に関する調査（行政相談契機）-入院、入所の支援事例を中心として-によると、一人暮らしの高齢者は全国で約737万人おり、入院や施設入所の際に、身元保証人が立てられない高齢者も増加の見込みと報告されている。また、「自治体が直面する高齢者身元保証問題の突破口（沢村香苗 著）」によると、現在の高齢単身世帯は配偶者と死別した人の割合が高く、離れて住む子世代がいることも多いが、今後は未婚の人の割合が大幅に増えると推計されている。また、家族の疎遠化も進んでおり、今後身近に頼れる方のいない単身の方が増えていくことも危惧されている。そこで、今後増えていくであろう、高齢者の身元保証問題について、現状と今後の方針についてお伺いする。 </p> <p> (1) 身近に頼れる方のいない、一人暮らし高齢者あるいは老老介護の世帯数について </p> <p> (2) 救急車への同乗を求める基準について </p> <p> (3) 入院や入所における身元保証の現状について </p> <p> (4) 高齢者身元保証問題への本市の考え方について </p>

※ 申し合わせ事項に留意する。